

知っていますか

## 偽ブランド商品は輸入禁止

です。

### Q1 本当(?!?)

- 知的財産を侵害するコピー商品などの「ニセモノ」は、けん銃や麻薬などと同じように、**法律により「輸入が禁止」**されています。
- 「ニセモノ」の製造や販売には、**組織的な犯罪グループが関係**していることが少なくありません。「ニセモノ」を購入することは、自分自身も犯罪に加担している可能性があることを認識して下さい。

### Q2 海外旅行で「ニセモノ」を買わないためには

- **信頼できる商品や店を選ぶ目を養うことが重要**です。
  - ・ 極端に値段が安い商品は注意しましょう。
  - ・ 品質、取扱表示、保証書などチェックしましょう。
  - ・ 素材や縫製技術など製品の吟味と確認をしっかりとしましょう。
  - ・ 商品のトラブルについての相談やアフターサービスなどを受けてくれる、信用できる店で購入しましょう。

### Q3 インターネット通販等で海外に商品を注文する時に「ニセモノ」を買わないためには

- 基本的には、**信頼できる店を選ぶことが重要**です。  
また、**国内の業者と思って通販サイトを利用して商品を購入しようとしたら、外国から偽ブランド商品が送られてくる事例が増加**していますので、**注意**して下さい。

[『税関による知的財産侵害物品の取締り』](#)のページへは、[ここからでもリンク](#)しています。